船舶事故調査報告書

平成26年2月6日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委 員 横山鐵男(部会長)

委 員 庄司邦昭

委員 根本美奈

| | 1 |
|-------------|---------------------------------|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 平成25年11月25日 13時01分ごろ |
| 発生場所 | 熊本県天草市電島東北東方沖 |
| | 天草市所在の鬼池港防波堤A東灯台から真方位112°1,300 |
| | m付近 |
| | (概位 北緯32°32.7′ 東経130°12.3′) |
| 事故調査の経過 | 平成25年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官(長崎 |
| | 事務所)ほか1人の地方事故調査官を指名した。 |
| | 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡し |
| | たため行わなかった。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 高千穂丸、2.92トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | KM3-24435 (漁船登録番号)、個人所有 |
| L×B×D、船質 | 10.50m×2.05m×0.75m、FRP |
| 機関、出力、進水等 | ディーゼル機関、40kW(動力漁船登録票による)、昭和53年1 |
| | 2月6日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 79歳 |
| | 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| | 免 許 登 録 日 昭和50年6月27日 |
| | 免許証交付日 平成21年3月24日 |
| | (平成27年1月24日まで有効) |
| | 甲板員 女性 74歳 |
| 死傷者等 | 死亡 1人(船長) |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長及び甲板員の2人が乗り組み、平成25年11月25 |
| | 日12時15分ごろ、亀島東北東方沖の漁場に到着し、刺し網を投網 |
| | し始めた。 |
| | 本船は、12時30分ごろ、最後の12反目の刺し網を投網した |
| | 際、プロペラに絡網した。 |
| | 船長は、船尾甲板で甲板員と一緒に網を引き寄せ、絡まった網の片 |
| | 方を切り離せたものの、残る片方がなかなか切り離せなかったので、 |
| | いつものように潜って切り離すと言い出した。 |
| | 甲板員は、寒いからやめておくよう、制止をしたが、船長は、長 |

靴、上着、ズボン及び靴下を脱ぎ、裸足に長袖及びズボン下だけの下 着姿となり、甲板員が、船長の方を見ながら、命綱を準備していたと ころ、13時00分ごろ、命綱を着けず、鎌を持ち、船尾から水中に 入った。 甲板員は、13時01分ごろ、船長の「あっ」という声が東北東方 に向いていた船首方から聞こえ、すぐに船長を見付けたものの、本船 から約20mの所において、すぐに沈んでしまい、浮いて来なかった が、当日、携帯電話を自宅に置き忘れて持参していなかったので、僚 船等に救助を要請することができなかった。 僚船船長は、12時00分ごろ本船が出港するところを見ており、 本事故当日は翌日の揚網に備え、刺し網を投入するだけということを 知っていたので、1時間もかからずに帰って来ると思っていたが、1 5時00分ごろになっても帰って来ていなかったので、単独で僚船に 乗り、様子を見に行ったところ、網がプロペラに絡まっていた本船及 び甲板上に横になって動けずにいた甲板員を発見した。 僚船船長は、甲板員の足が少し不自由であり、風が出て来ており、 時化て波が高くなっていたので、僚船で救助することを断念し、海上 保安部に救助要請を行った。 甲板員は、来援した巡視艇に救助され、本船は、ダイバーによって 絡網が切り離された後、天草市御領漁港にえい航された。 船長は、11月30日15時36分ごろ、天草市通詢島北東方約 4.6kmの海上において、うつ伏せで漂流中のところを通り掛かった 遊漁船船長に発見され、通報を受けた海上保安部の巡視艇に揚収され たものの、すでに心肺停止状態であり、病院に搬送された後、医師に 内因性心臓死(内因性急性死)と検案された。 気象・海象 気象:天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象:波高 約1.5 m、水温 約20°C、潮汐 上げ潮末期、潮流 東流の末期 本船は、本事故時、17反積んでいた刺し網のうち、5反が本船上 その他の事項 に残っていた。 本船は、1年に1回程度、プロペラに絡網することがあり、本事故 発生前の11月初めにもプロペラに絡網していたが、船長が、いつも のとおり、僚船等に連絡することなく、自ら水中に潜り、プロペラに 絡まった網を切り離すなどして対処していた。 船長及び甲板員は、本船内に救命胴衣を所持しておらず、共に着用 していなかった。 分析 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 不明 気象・海象の関与

| 判明した事項の解析 | 船長の死因は、内因性心臓死であった。 |
|-----------|---------------------------------|
| | 本船は、亀島東北東方沖で投網中、プロペラに絡網した際、船長 |
| | が、プロペラに絡んだ網を切り離そうとして水中に潜ったことから、 |
| | 内因性心臓死したものと考えられる。 |
| | 甲板員は船長の声を聞いて発見したものの、船長は、すぐに沈んで |
| | 浮いて来なかったことから、急性死した可能性があると考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、亀島東北東方沖で投網中、プロペラに絡網した |
| | 際、船長が、プロペラに絡んだ網を切り離そうと水中に潜ったため、 |
| | 発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え |
| | られる。 |
| | ・プロペラに絡網した際は、水温や年齢等を考慮し、救助を要請す |
| | ること。 |
| | ・連絡手段として防水型携帯電話を常に所持しておくことが望まし |
| | い。 |